4. まちづくりの課題

(1) まちづくり協議会の概要

平成19年12月から平成20年3月にかけ、4回にわたり、ワークショップ方式による「まちづくり協議会」を実施しました。協議会委員は18歳以上の町内在住者から公募し、15人の方に参加いただきました。

ワークショップでは、地域のまちづくりに向けた問題・課題の整理や将来像・ まちづくりの目標の設定、土地利用の検討などの作業をグループ別に行ない、考 えたことを発表しました。











(2) 現況からの問題・課題

現状における問題点および、それに対応して必要な整備、検討すべき課題は、 前節までの現況データ、アンケート結果および住民参加による「まちづくり協議 会」(ワークショップ)で出された意見などから、以下のように整理されます。

問題

対応すべき課題

人口

- 人口の減少
- ・若者が定住しない
- 子どもが少ない
- ・ 高齢化の進行

土地利用

- ・第一種低層住居専用地域の 用途制限が厳しいため店や 工場などが建築できない
- ・用途地域外などで農地の転 用が多く、虫食い状に開発 が進んでいる

土地の管理

・休耕田など遊休農地が増え ている

(1)

町有地

利用されていない町有地がある

産業

- ・土地が少ないため企業誘致 ができない
- ・軟弱な地盤など、土地条件が悪い

農業

- ・農業従事者の減少・高齢化 により農家数、経営耕地面 積が減少
- ・農産物が豊富だが特産物に なっていない

漁業・漁港

- 漁獲高の減少
- ・吉富漁港の土地が有効利用されていない

- ・若年世帯の定住促進とそのための施 策の実施(定住化促進制度は施行済 み)
 - ⇒住宅・宅地の供給
- 子どもを育てやすい環境づくり
- ・高齢者などの生活に配慮した整備
- ・現行の用途地域指定が場所ごとの特性や施設立地需要、住民ニーズに合っているかなどの検討
- ・用途地域外での建築や農地との混在 への対処や、開発を許可する場合 の条件などについての検討
- ・農地の集約化など、効率的な農地利田
- ・遊休農地の市民農園等としての活用検討
- ・土地の有効利用が図れる立地条件の整備
- ・町有地の利用計画の策定と計画に沿った整備の推進
- ・企業立地の誘導場所の検討、および 基盤整備の推進
- (企業立地促進条例は施行済み)
- ・旧吉富製薬社宅跡地の有効活用
- ・農業の維持・振興
- ・農地の保全と整備
- ・地産地消の食文化の育成
- ・農作物を自由に販売できる場(要望)

・漁業の育成

・吉富漁港の多面的な活用、修景整備

問題

対応すべき課題

商業

- ・既存の商店が少なくなり、活気がなくなってきている(空き店舗化)
- 身近なところに日常の買い物をする店が少ない

| | ,

- ・既存商業地の活性化方策の検討
- ・交通量の多い道路沿道などへの立地 の促進→幹線道路の整備、用途地 域の見直し
- ・身近な地域における店舗の立地誘導

住宅

- ・空き家の発生など集落内の 空洞化が進んでいる
- ・共同住宅居住者の地域コミ ュニティへの関わりが少な い
- 集落内の空き地、空住宅の利活用方 策の検討が必要
- ・居住者の増加方策とコミュニティ形 成のあり方について検討する必要

公共施設

- 建物が古くなっている
- ・駐車場が整備されていない (舗装が悪い)
- ・公共施設の将来的な移転についての 検討(市町村合併の動向による)

道路

- ・道路幅が全体的に狭い
- このため緊急車両が入りに くい
- ・歩道がない、狭い
- ・バリアフリーとなっていない
- 4m未満の道路についてセットバックの推進
- 歩きやすい道路づくり

交通

- ・幹線道路や取付け道路で渋滞する
- ・交通の円滑性に欠ける
- ・右折レーンの設置、交差点・信号の改善
- ・ 道路体系の明確化

交通安全

- ・スピードの出しすぎ、一方 通行を守らない、信号無 視、路上駐車などの自動車 利用マナーが悪い
- ・通学路の安全が守られていない
- ・マナー向上の啓発とともに、違反を する要因となっている道路の現状 の改善
- 歩道の整備

公共交通

- ・バスの運行本数が少ない
- ・鉄道の運行本数が少ない
- ・高齢者など自家用車を利用しない人 のための交通手段の検討
- ・居住地の近くでの商店など利便施設 の充実

JR駅周辺

- 駅へのアクセスが悪い
- ・駐車場が不足(県外から来ている)
- ・駐車場の舗装が悪い
- ・駅周辺が貧弱、商店等がない
- ・駅周辺の道路整備
- ・駐車場の整備
- 駅周辺の土地利用・施設立地促進
- ・駅周辺の町内での位置づけの明確化

問題

対応すべき課題

公園

- ・不足している地区がある
- ・管理が行き届いていない
- ・地区ごとの公園整備、新規整備の必 要性や有効活用の検討

上水道

- ・水道管が来ていないため、 建築できない所がある
- ・水道の水圧が低い
- ・水道管の老朽化

・土地利用計画との整合を図り整備するところの明確化

・水道施設の更新

下水道

・下水道の整備が遅い

下水道整備の推進

排水、浸水

- ・排水施設が不十分な所がある
- 川が氾濫する恐れのある所がある
- ・道路が冠水する所がある
- 雨水排水施設の整備
- ・浸水の恐れがある場所はできるだけ 住宅立地を避ける

自然環境

- 自然が少なくなっている
- 環境の良い場所が知られていない、利用されていない (海岸や川沿い)
- ・快適・安全に散策できない
- ・天仲寺山、鈴熊山などの緑地の保全
- ・ため池周辺など残された自然の緑地 の保全
- ・海岸や川沿いのレクリエーション空間などとしての整備
- 散策ルートの整備

ごみ、雑草

- ・川や海岸・漁港へのごみの ポイ捨て、犬の糞の放置な どが多い
- ・道路沿いや公園の雑草
- ・マナーの啓発とともに、捨てるのに 気が引けるような美しい状態の維 持および住民による監視など

景観

- ・まちなみ景観が乱雑
- 道路が殺風景でうるおいに 欠ける
- 田園景観が損なわれてきている
- ・景観に配慮した建築や屋外広告物の誘導
- ・街路樹や道路沿いへの花植えなど
- ・農地と調和したまち
- ・川沿いの桜並木づくり

公害

- ごみが野焼きされている
- ・マナーの啓発とともに、公害を発生 させる事業所の移転などによる、 住宅地との分離

街灯

- ・街灯が少ない所、必要以上 にある所がある(町全体に 配置されているが、地区間 にムラがある)
- ・住宅市街地にあわせた配置
- ・稲作等への光害に配慮

行政区• 住居表示

- ・地区の範囲がわかりにくい
- ・街区の整備と住居表示の実施についての検討

(3) まちづくりの課題のまとめ

現状の問題点、対応すべき課題をまとめると、吉富町のまちづくりの課題は次のように整理されます。

〇人口の増加対策、少子高齢化への対応が求められています

人口の減少や高齢化の進行、若い世代の流出などにより、町の活気が失われてきているという現状があります。人口の減少・高齢化は、町の活気の低下、税収の減少などにつながることが懸念されます。町を持続的に発展させていくためには、働き盛りの世代や子どもたちなどの人口を増やし、若い元気なまちとしていくことが必要です。

そのため、新しく流入する住民を受け入れる住宅地の確保をはじめとして、多様な世代がいきいきと暮らせる良好な生活環境(特に下水道・教育・医療)の形成が必要です。

〇安全性や快適性が求められています

現在の吉富町は、豊かな自然環境と快適な住環境を備えたまち、犯罪や災害がない安全で安心なまちというイメージが持たれています。その一方で、水害に対する安全性や火災・地震に対する安全性、交通の安全性などについて不満度が高い地域も一部存在しています。

このような安全に対する住民の不安や不満に対応し、安心して住める町にする ためには、災害などから守られた快適な住みよい環境づくりが必要です。

○道路の整備など都市基盤の整備が求められています

道路が狭く快適に利用できない、下水道の整備が遅れているなど、都市的な生活環境を支える基盤の整備状況についての満足度が低く、都市づくりにおいて特に力を入れてほしいこととして、生活基盤施設の充実が求められています。

現在住んでいる住民にとっての生活環境を快適、便利にするとともに、若い世 代が住みたくなる生活環境としていくために、道路、公園・緑地、下水道など生 活の基盤となる都市施設の整備を進めることが必要です。

○産業の振興による活力向上が求められています

本町の特色ある産業を展開していくためには、農業や漁業の振興・育成を図ることが必要です。また、既存の工業の維持・存続や新たな企業誘致など、活力ある産業の展開が求められています。

そのため、農地の保全・整備や新たな企業誘致のための用地の確保、農道や漁港、産業道路の整備など、産業の活性化を促進する基盤づくりをしていくことが必要です。

〇吉富町のよさを残し、生かしていくことが必要です

行政面積が小さいという本町の特性から、交通施設や都市施設整備面などにおいて、他の市町村に比べ利便性が高いという利点があります。

また、本町には海・川・田畑など豊かな自然があり、落ち着いて暮らせること、 災害の少なさや新鮮な食材に恵まれていることなどが本町の「住みよさ」の理由 として評価されており、現在のよさを次世代に残し、より住みよい町としていく ことが求められています。

本町は先史時代から人が住み、農業や漁業が営まれてきた歴史があり、八幡古 表神社の木造女神騎牛像や傀儡子、鈴熊寺の木造薬師如来坐像は国の重要有形民 俗文化財に指定されています。また、八幡古表神社で4年に1度行われる細男 舞・神相撲は日本各地に現存する人形芝居の源流ともいわれ、国の重要無形民俗 文化財に指定されています。このほかにも数多くの県・町指定文化財があり、自 然と歴史にとけこんだ文化が、今もなお引き継がれてきています。

天仲寺山や鈴熊山など緑豊かな景観の基盤、憩いの場となっている自然環境や 農地を保全していくとともに、歴史・文化を守り、再発見しながら、新たに本町 に住もうとする人にとっての魅力資源として活用していく必要があります。

〇これらを一体的に進める計画的な都市づくりが求められています

人口の増加のための新たな住宅地の確保、企業誘致のための用地の確保が必要である一方、農地や自然環境を保全していくことも重要です。このため、都市的土地利用と自然的土地利用との調和が図られた土地利用計画に基づき、今後の開発や建築を誘導していく必要があります。

JR吉富駅周辺など本町の中心となる区域について、土地の有効利用や道路・ 交通施設の整備を進め、本町の中心・玄関口にふさわしいまちづくりをしていく 必要があります。このため、中心となる区域を土地利用計画に位置づけ、重点的 に整備を行っていく必要があります。

現状において住民の要望が強い道路、下水道などの都市施設の整備には、多大の費用と期間を要することが予想されます。効果的に整備を進めていくため、土地利用計画および相互に整合のとれた都市施設の配置を計画する必要があります。

また、身近な生活道路の整備、周辺環境に配慮した開発や建築の誘導、良好な景観を保全・形成していくための建築的配慮、広告物の掲出抑制などを進めていくためには、民間開発事業者や住民の主体的な取組みと協力が不可欠です。このため、これに関する望ましいあり方を示す方針を明らかにする必要があります。そこで、これらの計画を今後立てていくための指針となる、土地利用方針、都市施設整備の方針、その他の整備方針などについて、次章以降に示していくこととします。